

## 部会での審議対象施策選定の考え方（案）

審議対象施策の選定は、「選定の視点」等に基づき、候補となる施策を提示し、委員の意見や部会のバランスを考慮して、最終的に 12 の施策を選定する。

## 【選定の視点】

- ① 計画策定後の社会経済状況の変化（新型コロナウイルス感染症の影響等）を踏まえ、方向性の確認が必要な施策
- ② 施策の達成状況等の確認が必要な施策
- ③ 令和 2・3 年度に市が重点的に取組を進めており、部会で審議する必要性の高い施策
- ④ 総合計画と連携する分野別計画等の改定が行われる施策
- ⑤ これまで審議対象となっていない施策

## 【選定外となる視点】 別紙参照

- ア 施策の達成状況区分が A 又は B であり、事業を取り巻く社会経済状況に変化がない施策
- イ 他の仕組み（公共事業評価審査委員会等）で同様の評価等を行っており、部会での審議対象とする必要性が低い施策
- ウ 成果指標の達成度が 1 つも把握できない施策
- エ 終了に数年度を要する事業を含んでおり、当該年度に評価する必要性が低い施策
- オ 前回※、政策評価審査委員会の部会で審議した施策  
（状況等の変化から再度確認が必要な施策を除く）

※前回：第 2 期実施計画中間評価時

- ◎ 【選定の視点】と【選定外となる視点】を踏まえ、12 の候補施策を提示  
（選定の視点①、②は優先的に提示）
- ◎ その他、委員意見を踏まえ、候補となる複数の施策を提示

最終的に 12 の施策を選定  
（4 施策 × 3 部会）

## 【選定外となる視点】の考え方と選定外となる施策

### ア 施策の達成状況区分がA又はBであり、事業を取り巻く社会経済状況に変化がない施策

#### 【考え方】

事業を取り巻く社会経済状況に変化がなく、かつ、施策の達成状況区分が順調であるものは、基本的に事業の方向性としては「継続」と考えられ、部会での審議対象とする必要性が低いため、選定外とする。

#### 【選定外となる施策】

令和3年度に実施する施策評価シートの実績入力後に判明

### イ 他の仕組み（公共事業評価審査委員会等）で同様の評価等を行っており、部会での審議対象とする必要性が低い施策

#### 【考え方】

直近の年度に、他の附属機関において、専門的な視点から事業評価を行っているため、選定外とする。

#### 【選定外となる施策】

関連施策はあるが、同様の評価等は実施していないため、選定外となる施策はない。

<参考>

「令和2年度川崎市公共事業評価審査委員会」

審議案件	関連施策
「南武線駅アクセス向上等整備事業」	施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
「川崎市公共下水道 社会資本総合整備計画」 「川崎市公共下水道 社会資本総合整備計画（防災・安全）」 「川崎市公共下水道 社会資本総合整備重点計画（防災・安全）」	施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成

### ウ 成果指標の達成度が1つも把握できない施策

#### 【考え方】

調査年次等の関係で、成果指標の達成度が1つも把握できない施策は、達成度が把握できるタイミングで審議対象とすることが適当なため、選定外とする。

#### 【選定外となる施策】

令和3年度に実施する施策評価シートの実績入力後に判明

**エ 終了に数年度を要する事業を含んでおり、当該年度に評価する必要性が低い施策**

**【考え方】**

大規模な整備事業など、終了までに数年度を要する事業を含む施策については、大規模な事業終了後に審議対象とした方が、適切に事業効果が発現した状態で議論できるため。

**【選定外となる施策】**

令和3年度に実施する施策評価シートの実績入力後に判明

**オ 前回、政策評価審査委員会の部会で審議した施策  
(状況等の変化から再度確認が必要な施策を除く)**

**【考え方】**

前回の政策評価審査委員会の部会で審議した施策については、審議過程での議論や附帯意見を踏まえて取組の改善等を実施しているが、その内容も反映された効果を測るには、一定期間空けることが必要なため、選定外とする。

**【選定外となる施策】**

第2期実施計画 中間評価時に審議対象となった施策

〈第1部会〉

- ・ 施策 1-4-1 総合的なケアの推進
- ・ 施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進
- ・ 施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
- ・ 施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援

〈第2部会〉

- ・ 施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進
- ・ 施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成
- ・ 施策 3-2-1 地域環境対策の推進
- ・ 施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成

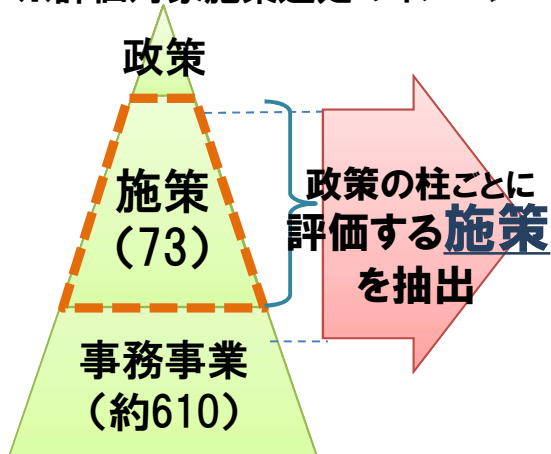
〈第3部会〉

- ・ 施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進
- ・ 施策 4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上
- ・ 施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進
- ・ 施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進

# 評価対象施策選定の考え方(案)

審議対象施策の選定は、「選定の視点」等に基づき、候補となる施策を提示し、委員の意見や部会のバランスを考慮して、最終的に12の施策を選定する。

※評価対象施策選定のイメージ



## 選定の視点

- ① 社会経済状況の変化を踏まえ、方向性の確認が必要な施策
- ② 施策の達成度等の確認が必要な施策
- ③ 令和2・3年度に市が重点的に資源を投資して推進している施策
- ④ 総合計画と連携する分野別計画等の改定が行われる施策
- ⑤ これまで審議対象になっていない施策

1部会の審議件数(4件)  
×3部会

調整

最終的に  
12の施策を  
選定

## 選定外となる視点

- ア 施策の達成状況区分がA又はBであり、事業を取り巻く社会経済状況に変化がない施策
- イ 他の仕組み(公共事業評価審査委員会等)で同様の評価等を行っており、部会での審議対象とする必要性が低い施策
- ウ 成果指標の達成度が1つも把握できない施策
- エ 終了に数年度を要する事業を含んでおり、当該年度に評価する必要性が低い施策
- オ 前回、政策評価審査委員会の部会で審議した施策(状況等の変化から再度確認が必要な施策を除く)

選定外となる視点を考慮

①・②は優先的に選定

◎「選定の視点」と「選定外となる視点」を踏まえ、12の候補施策を提示

◎その他、委員意見を踏まえ候補となる複数の施策を提示

委員会の意見・部会のバランスを考慮して選定

部会の構成	施策数
部会1 ⇒対象施策22 (仮称:子育て・教育・福祉部会)	4件程度
部会2 ⇒対象施策27 (仮称:まちづくり部会)	4件程度
部会3 ⇒対象施策24 (仮称:自治・文化・経済部会)	4件程度